

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局

1. 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 4 号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）の一部を改正する省令を定めるもの。

2. 改正内容

- （1） 給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書の創設に伴い、その提出方法や記載事項等を定めるなど、所要の改正を行う。
- （2） 確定申告書の「住民税に関する事項」に年少扶養親族に関する事項を追加する。
- （3） 資本に係る取引等に関する法改正等に伴い、申告様式の所要の改正を行う。
- （4） その他所要の整備を行う。

3. 施行期日

原則、公布日施行

- （1）については、平成 23 年 1 月 1 日
- （3）については、平成 22 年 10 月 1 日